

2012年9月20日

アストラゼネカ株式会社

代表取締役社長 ポール・ハドソン 殿

東京地評争議支援総行動実行委員会

実行委員長 伊藤 潤 一

イレッサ薬害被害者の会

代表 近澤 昭 雄

薬害イレッサ東京支援連絡会

事務局長 小池 盛



要 請 書

大企業、特に人の生命と健康に関わる製薬企業は、利益至上主義、株主本位の経営に走ることなく、人の生命と健康を守るという企業の使命を第一とし、その社会的責任を果たすことが強く求められています。

貴社は2002年7月、肺がん用抗がん剤イレッサを、がん細胞のみを標的とする分子標的薬で副作用が少ないとして売り出し、医療現場に承認前から認められた間質性肺炎による副作用症例等の危険情報を十分に伝えず、多くの被害を生み出しました。その被害は半年で180人に及ぶなど初期に集中しています。抗がん剤といえどもこれほどの被害はイレッサだけ、日本だけです。

憲法で保障された人権を守るべき裁判所は、東京高裁、大阪高裁のイレッサ判決にみられるように、事実をふまえない誤った法律判断を相次いで行いましたが、この判決にかかわらず、貴社がイレッサにより薬害被害を生み出した責任は、いささかなりとも変わるものではありません。

本日は、22争議組合・争議団と支援団体が参加し、すべての争議の早期全面解

決を！司法は公正な判決を！等をスローガンに掲げて、「9.20東京地評争議支援総行動」を展開しています。

貴社に対し、製薬企業の使命と社会的責任を果たすよう以下について要請します。

記

1、2002年のイレッサ販売にあたり、イレッサの副作用情報の医療現場への周知徹底が不十分であったことを認めること。

2、イレッサの情報を信用してイレッサを服用し、副作用被害を受けた患者家族に対し、心より謝罪すること。

3、薬害イレッサ問題の全面解決にむけ、患者家族との話し合いを行うこと。

以上